

# 第 65 回国民体育大会セーリング競技 帆走指示書

## 1. 適用規則

1. 1 本大会は「セーリング競技規則 2009－2012」(以下「競技規則」という。)に定義された規則を適用する。ただし、これらの規則等のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
1. 2 国体ウインドサーフィン級については、競技規則付則(以下「付則」という。)Bを適用する。ただし付則 B2.4 は適用せず国体ウインドサーフィン級規則を適用する。
1. 3 競技規則 42 の違反に対しては、付則 P を適用する。ただし、付則 P の文中の「セール番号」を「県番号」に置き換える。
1. 4 参加資格に係る違反及びドーピング防止規則に対する違反の得点等の取扱いについては、第 65 回国民体育大会実施要項総則 6 (3)「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」による。
1. 5 各クラス規則のセール番号及び艇体番号の同一性に関する条項並びに個人会員登録(艇及びセール登録は除く。)に関する条項は適用しない。このことについては艇による抗議の根拠とはならない。これは競技規則 60.1(a)を変更している。

## 2. 広告

本大会は、財団法人日本セーリング連盟の承認を得て、一切の広告を制限する。

## 3. 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部棟前に設置された公式掲示板に掲示する。

## 4. 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下「指示」という。)の変更は、それが発効する当日の各クラスの予告信号 60 分前までに、公式掲示板に掲示する。ただし、レース日程及びレース海面の変更は、それが発効する前日の 19 時までに掲示する。

## 5. 陸上で発する信号

5. 1 陸上で発する信号は、運営本部棟の信号柱に掲揚する。
5. 2 音響 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は D 旗掲揚後 30 分以降に発する。艇はこの信号が発せられるまで離岸してはならない。」ことを意味する。
5. 3 D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスにだけ適用する。
5. 4 指示 6.1 に示された個別のレースに対して、AP 旗は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに、D 旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間の定めなく延期されている。

## 6. レースの日程

6.1 レースの日程は次のとおりとする。

月 日	スタート 予告信号 予定時刻	A海面	スタート 予告信号 予定時刻	B海面
9月26日 (日)	9:35	成年女子国体ウインドサーフィン級 第1レース	9:35	成年男子国体ウインドサーフィン級 第1レース
	9:55	成年男子470級 第1レース	9:55	成年男子国体シングルハンダー級 第1レース
	10:00	少年男子セーリングスピリッツ級 第1レース	10:00	少年男子シーホッパー級スモールリグ 第1レース
	引続き	成年男子470級 第2レース	引続き	成年男子国体シングルハンダー級 第2レース
	5分後	少年男子セーリングスピリッツ級 第2レース	5分後	少年男子シーホッパー級スモールリグ 第2レース
	13:05	成年女子国体ウインドサーフィン級 第2レース	12:25	成年男子国体ウインドサーフィン級 第2レース
	13:25	成年女子セーリングスピリッツ級 第1レース	12:45	成年女子シーホッパー級スモールリグ 第1レース
	13:30	少年女子セーリングスピリッツ級 第1レース	12:50	少年女子シーホッパー級スモールリグ 第1レース
9月27日 (月)	引続き	成年女子セーリングスピリッツ級 第2レース	引続き	成年女子シーホッパー級スモールリグ 第2レース
	5分後	少年女子セーリングスピリッツ級 第2レース	5分後	少年女子シーホッパー級スモールリグ 第2レース
	9:35	成年女子国体ウインドサーフィン級 第3レース	9:35	成年男子国体ウインドサーフィン級 第3レース
	9:55	成年女子セーリングスピリッツ級 第3レース	9:55	成年女子シーホッパー級スモールリグ 第3レース
	10:00	少年女子セーリングスピリッツ級 第3レース	10:00	少年女子シーホッパー級スモールリグ 第3レース
	引続き	成年女子セーリングスピリッツ級 第4レース	引続き	成年女子シーホッパー級スモールリグ 第4レース
	5分後	少年女子セーリングスピリッツ級 第4レース	5分後	少年女子シーホッパー級スモールリグ 第4レース
	13:05	成年女子国体ウインドサーフィン級 第4レース	12:25	成年男子国体ウインドサーフィン級 第4レース
13:25	成年男子470級 第3レース	12:45	成年男子国体シングルハンダー級 第3レース	
13:30	少年男子セーリングスピリッツ級 第3レース	12:50	少年男子シーホッパー級スモールリグ 第3レース	
9月28日 (火)	引続き	成年男子470級 第4レース	引続き	成年男子国体シングルハンダー級 第4レース
	5分後	少年男子セーリングスピリッツ級 第4レース	5分後	少年男子シーホッパー級スモールリグ 第4レース
	9:35	成年女子国体ウインドサーフィン級 第5レース	9:35	成年男子国体ウインドサーフィン級 第5レース
	9:55	成年男子470級 第5レース	9:55	成年男子国体シングルハンダー級 第5レース
	10:00	少年男子セーリングスピリッツ級 第5レース	10:00	少年男子シーホッパー級スモールリグ 第5レース
	引続き	成年男子470級 第6レース	引続き	成年男子国体シングルハンダー級 第6レース
	5分後	少年男子セーリングスピリッツ級 第6レース	5分後	少年男子シーホッパー級スモールリグ 第6レース
	13:05	成年女子国体ウインドサーフィン級 第6レース	12:25	成年男子国体ウインドサーフィン級 第6レース
13:25	成年女子セーリングスピリッツ級 第5レース	12:45	成年女子シーホッパー級スモールリグ 第5レース	
13:30	少年女子セーリングスピリッツ級 第5レース	12:50	少年女子シーホッパー級スモールリグ 第5レース	
9月29日 (水)	9:35	成年女子セーリングスピリッツ級 第6レース	9:35	成年女子シーホッパー級スモールリグ 第6レース
	9:40	少年女子セーリングスピリッツ級 第6レース	9:40	少年女子シーホッパー級スモールリグ 第6レース

6.2 引き続きレースを行う場合、競技艇にレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも4分以前に音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。

6.3 9月29日(水)のレースは、11:00より後に予告信号は発しない。

6.4 気象状況等その他の事情により、レース日程、レース海面及びスタートの順序を変更することがある。

## 7. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

クラス	クラス旗
成年男子 国体ウインドサーフィン級	国体ウインドサーフィン級の記章を記した白色旗
成年男子 470級	470級の記章を記した白色旗
成年男子 国体シングルハンダー級	国体シングルハンダー級の記章を記した白色旗
成年女子 国体ウインドサーフィン級	国体ウインドサーフィン級の記章を記したピンク旗
成年女子 セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級の記章を記したピンク旗
成年女子 シーホッパー級スモールリグ	シーホッパー級スモールリグの記章を記したピンク旗
少年男子 セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級の記章を記した白色旗
少年男子 シーホッパー級スモールリグ	シーホッパー級スモールリグの記章を記した白色旗
少年女子 セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級の記章を記した緑色旗
少年女子 シーホッパー級スモールリグ	シーホッパー級スモールリグの記章を記した緑色旗

## 8. レース海面

レース海面は千葉市ヨットハーバー沖の概ね添付図-1 に示す海面である。

## 9. コース

9. 1 添付図-2の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過すべきマークの順序及び各マークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
9. 2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
9. 3 艇の帆走すべきコースは次のとおりとする。コースを示す国際信号旗(数字旗)は予告信号と共に掲揚し、スタート信号1分前に降下する。
  - (1) 国際数字旗1が掲揚されたとき コース 1
  - (2) 国際数字旗2が掲揚されたとき コース 2

## 10. マーク

10. 1 マーク 1,2,3 は、数字で 1,2,3 と表示されたA海面では黄色、B海面ではオレンジ色の円筒形ブイとする。  
マーク 4は、数字で4と表示されたA海面では黄色地、B海面ではオレンジ色地に上下に赤色帯を有する円筒形ブイとする。
10. 2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にあるレース委員会艇とする。
10. 3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインの両端にあるレース委員会艇とする。
10. 4 指示 13 に従い、コースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には、A海面では黄色地に、B海面ではオレンジ色地に上下に黒色帯を有する数字の表示がない円筒形ブイを使用する。その後、再び新しいマークに置き換える場合は、元のマークを使用する。

## 11. スタート

- 11.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールまたはマストの間とする。
- 11.2 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインからおおむね50m以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。
- 11.3 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは付則A4を変更している。
- 11.4 ゼネラル・リコールの際、競技艇に知らせるためレース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも第一代表旗を掲揚する場合がある。ただし、信号艇以外の当該レース委員会艇が行う第一代表旗の掲揚・降下については、競技規則レース信号「予告信号は降下の1分後に発する。」の意味は持たないものとし、また音響の無声も無視されるものとする。これは競技規則レース信号および競技規則29.2を変更している。

## 12. 黒色旗規則適用に伴う掲示

競技規則30.3「黒色旗規則」が適用されたレースにおいて、ゼネラル・リコール信号が発せられた場合、またはレースがスタート信号後中止となった場合には、黒色旗規則に違反した艇の県番号をレース委員会の信号艇の後部に掲示する。これは競技規則30.3を変更している。

## 13. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークがまだ設置されていなくても、先頭艇が新しいレグを始める前に新しいコンパス方位の掲示とともに信号を発する。なお、レグの長さを示す「+」および「-」の掲示は行わない。これは競技規則33(b)を変更している。

## 14. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、青色旗を掲揚したフィニッシュ・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールまたはマストの間とする。

## 15. タイム・リミット

先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは競技規則35、A4およびA5を変更している。

## 16. スタート後の短縮または中止

- 16.1 レース委員会は競技規則32に基づく理由によるコースの短縮またはレースの中止のほか、スタート後おおよそ30分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合はレースを中止することができる。またスタート後おおよそ60分以内にレースが終了しそうにない場合、レース委員会はコースを短縮またはレースを中止することができる。これは競技規則32.1を変更している。
- 16.2 指示16.1に基づく措置については救済要求の根拠とはならない。これは競技規則62.1(a)を変更している。

16. 3 スタート信号後にレースを中止する場合、その旨を競技艇に知らせるために、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも N、N+A あるいは N+H 旗を掲揚することがある。ただし、信号艇以外の当該レース委員会艇が行う N 旗の降下については、競技規則レース信号「予告信号は降下の1分後に発する。」の意味は持たないものとし、また音響の無声も無視されるものとする。これは競技規則レース信号および競技規則 32.1 を変更している。

## 17. 抗議と救済要求

17. 1 抗議、救済要求および審問再開の要求は、プロテスト委員会事務局で入手できる用紙に記入のうえ、プロテスト委員会事務局に提出しなければならない。
17. 2 抗議締切時刻は、その日の当該クラスの最終レース終了後 60 分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。抗議締切時刻は公式掲示板に掲示する。
17. 3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議を競技規則 61.1 (b) に基づき艇に伝えるために、抗議の公示を、抗議締切時刻までに公式掲示板に掲示する。
17. 4 指示 1.3 に基づき競技規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇の一覧は、公式掲示板に掲示する。
17. 5 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された競技者への通告は、抗議締切時刻後 30 分以内に公式掲示板に掲示する。
17. 6 指示 5.2、11.2、19、20.1、20.3、21.1、23、24 および 25 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは競技規則 60.1 (a) を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することが出来る。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略語は DPI である。
17. 7 競技規則 66 に基づく審問再開は、判決を通告された日の翌日の9時までの間に限り求めることができる。ただし9月29日に行われたレースについては判決を通告されてから 15 分以内とする。これは競技規則 66 を変更している。
17. 8 9月29日のプロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から 15 分以内でなければならない。これは競技規則 62.2 を変更している。
17. 9 日本セーリング連盟規程4.3 に基づき、プロテスト委員会の判決をもって最終とする。

## 18. 得点

18. 1 本大会は、各クラスとも 6 レースが予定され、それぞれ 1 レースの完了をもって成立する。
18. 2 (1) 4 レース以下しか完了できなかった場合、艇の得点は、全てのレースの得点の合計とする。  
(2) 5 レース以上完了した場合、艇の得点は、最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。
18. 3 指示 19.3、19.4、19.5 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに PTP と記録し、確定順位 + 3 点の得点を与える。ただし、当該種目参加艇数 + 1 点を上回らない。これは競技規則 63.1、付則 A4 および A5 を変更している。
18. 4 参加艇数とは、当該種目に参加が認められた艇の数とする。  
なお、第 65 回国民体育大会実施要項総則 6(3)「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」により違反艇は参加艇数から除外する。

- 18.5 提示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇はレース委員会事務局に用意されている得点照会要請書に所定の事項を記入して訂正を要請しなければならない。
- 18.6 各種目とも、上記得点方法に従い順位を決定し、下記の種目別の競技得点を与える。

【470級、セーリングスピリッツ級】

順位	競技得点	順位	競技得点
1位	24点	5位	12点
2位	21点	6位	9点
3位	18点	7位	6点
4位	15点	8位	3点

【国体シングルハンダー級、国体ウィンドサーフィン級、シーホッパー級スモールリグ】

順位	競技得点	順位	競技得点
1位	8点	5位	4点
2位	7点	6位	3点
3位	6点	7位	2点
4位	5点	8位	1点

18.7 総合成績決定方法

- (1) 大会に参加した都道府県に参加得点 10 点を与える。
- (2) 男女総合成績(天皇杯得点)および女子総合得点(皇后杯得点)は、指示 18.6 の種目別の競技得点と参加得点(10 点)を合計し、その合計得点が多い都道府県を上位とし、第1位から第8位までを決定する。ただし同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

18.8 参加資格違反及びドーピング規則違反が確定した艇は、その種目の順位を取消し成績は抹消され、違反艇より下位の艇の種目順位を順次繰り上げる。

また参加艇数からも削除され、各レースの艇の順位及び得点も変更する。

19. 申告

19.1 参加登録した艇で、その日のレース(またはそのレース)に出走しない艇は、「レース申告受付所」(指示 19.2 の時間以外は「レース委員会事務局」)にて、レース委員会にその旨を申告(以下、この申告を「DNC 申告」という。)しなければならない。

19.2 DNC 申告は、陸上の信号柱にD旗が掲揚された後 20 分間受け付ける。該当する艇の艇長またはその代理人は、この時間内に申告しなければならない。この申告は、D旗掲揚後に行われる予定されたレースに対しての DNC 申告となる。したがって、引き続きのレースが予定されている場合は、そのレースに対しても DNC 申告したこととなる。

19.3 DNC 申告の取り消し

- (1) DNC 申告をした艇が、予定されたレースに復帰する場合は、「レース申告受付所」または「レース委員会事務局」において、DNC 申告の取り消しを届けなければならない。DNC 申告の取り消しをしない艇は出艇してはならない。
- (2) 予定されたレースが行われなかった場合には、既に提出された DNC 申告はレース委員会によって取り消される。

- 19.4 レース委員会の信号艇に G 旗が掲げられた場合、レースに出走しようとする当該クラスの艇は、レース委員会の信号艇とその風下側に設置された G 旗を掲げたレース委員会艇との間を、スターボード・タックで通過し、レース委員会の信号艇に県番号の確認を受けなければならない。通過は G 旗掲揚から降下までの間とし、G 旗は 5 分以上掲揚される。
- 19.5 帰着申告は艇長(レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人)の署名をもって行う。帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに「レース申告受付所」に用意される署名用紙に署名しなければならない。帰着申告は当該種目のレース終了後(引き続きレースが行われた場合は、そのレース終了後)60 分間受け付ける。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
- 19.6 リタイアしようとする艇、および引き続き行われるレースに出走しない艇は、速やかにレース海面を離れリタイアの意志を近くのリレース委員会艇に伝えなければならない。やむを得ずレース委員会艇にその旨を伝えることができなかつた場合は、リタイア報告書にその理由を記入しなければならない。艇長(レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人)は、帰着後直ちに指示 19.5 の帰着申告を行ったうえ、リタイア報告書を「レース申告受付所」に提出しなければならない。リタイア報告書は、引き続きのレースが予定されている場合、そのレースに対しても DNC 申告したこととなる。したがって、リタイア報告をした艇が、予定されたレースに復帰する場合は、指示 19.3 の手続きを行わなければならない。

## 20. 安全規定

### 20.1 個人用浮揚用具(ライフジャケット)

艇の乗員は、離岸して着岸するまでの間、有効な浮力を有する個人用浮揚用具(ライフジャケット:自分の体重を支えるのに十分な浮力があり、かつ実施要項(レース公示)に示す「救命補助具(ライフジャケットに関する指針)」に適合するもの)を着用しなければならない。ただし、短時間に衣類を着脱する場合には、この限りでない。これは、競技規則第 4 章前文及び競技規則 40 を変更している。

20.2 レース艇が自ら救助を求める場合は、救助する船に対して片手を高く上げて合図を送ること。

20.3 レース委員会は、危険な状態にあると判断したレース艇に対しリタイアの勧告及び強制的に救助を行うことができる。

20.4 レース艇は、自らの安全のためにマスト・トップに浮力体をつけることができる。

ただし、470 級を除く。

## 21. 装備の交換とチェック

21.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。

装備の交換要請は、最初の妥当な機会に文書にてレース委員会に提出しなければならない。

21.2 艇または装備がクラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するために、いつでも検査されることがある。

21.3 各クラス規則において義務付けられているアンカー、アンカーロープ及びパドルの搭載については任意とする。

## 22. 運営艇

運営艇の標識は次のとおりとする。

レース委員会 : 白地に各担当部署名を黒文字で表示したプラカードを掲げる。

プロテスト委員会 : 赤字でPと記した白色旗を掲げる。

実行委員会が管理する船舶 : 白地に各担当部署名を黒文字で表示したプラカードを掲げる。または、その他の方法により表示したものを付ける。

## 23. 支援艇

23. 1 支援艇の取扱者は船舶に関する法律に基づく有資格者であり、艇は法律上の備品を搭載していなければならない。
23. 2 各都道府県チームの支援艇は「支援艇許可申請書」を24日9時からから26日9時までに通報部に提出し、レース委員会の許可を受けることにより使用することができる。「支援艇許可申請書」は通報部に用意される。
23. 3 支援艇は出艇してから帰着するまでの間、常に主催者が用意した県番号を表示したピンク色旗を掲揚しなければならない。旗は通報部に用意され大会終了後、返却しなければならない。
23. 4 支援艇の出艇・帰着は艇長が「支援艇申告受付所」において「支援艇出艇・帰着申告書」に署名しなければならない。支援艇の出艇申告は各レース日の最初にスタートするクラスの予告信号予定時刻60分前から受け付ける。なおD旗が掲揚されていない場合、支援艇もハーバーを離れてはならない。帰着申告は当日の最終レース終了後60分以内に行わなければならない。
23. 5 支援艇はレース艇、レース委員会艇およびプロテスト委員会艇を妨げてはならない。また各クラスの予告信号からレース終了までの間、各マークを結んで出来る多角形の各辺から外側に約100m隔てた平行線に囲まれるエリア内に進入してはならない。さらに全てのレース中の艇から約100m以上の距離を隔てて航行しなければならない。
23. 6 支援艇は引き続きレースが行われる場合は、各レース終了後、競技者との飲食物の授受支援を行ってもよい。ただし、授受支援は指示 23.5 のエリア外で行われなければならない。また、その他の物品の授受やレース艇の曳航等の支援行為を行ってはならない。ただし、レース委員会からの要請に基づく場合はこの限りではない。天候等の状況によりレース委員会から各支援艇にレース艇に対する救助要請等を行う場合は、各海面のレース委員会艇に赤十字旗が掲揚されたことをもってその合図とする。赤十字旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに当該信号が適用される。
23. 7 指示 23 に違反またはレース委員会艇の指示に従わなかった支援艇は、以後出艇が許可されないほか当該支援艇に関わるチームのレース艇についてもプロテスト委員会の裁量によるペナルティー (DPI) が課せられることがある。

## 24. 無線通信

緊急事態を除き、艇は、海上において無線の送受信を行ってはならない。この制限は携帯電話およびGPSにも適用する。



## 25. ごみの処分

艇は水中にごみ等を捨ててはならない。ごみは各艇が責任をもって処理しなければならない。

## 26. 賞

26. 1 男女総合成績および女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に表彰状を授与する。
26. 2 男女総合第1位の都道府県に国民体育大会会長トロフィーを授与する。
26. 3 各種目の第1位から第8位までの都道府県に表彰状を授与する。

## 27. 責任の否認

本大会は競技者が自分自身の責任(競技規則4「レースをすることの決定」参照)において、参加することが条件であることから主催団体は、大会前、大会中または大会後に生じた物的損傷または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

## 28. 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則等に違反した艇の乗員に対して、その規則違反等によって生じた全ての損害の補償を命じることができる。なお、その損害の補償に関しては、競技委員会の査定に従うものとする。

### 添付図-1

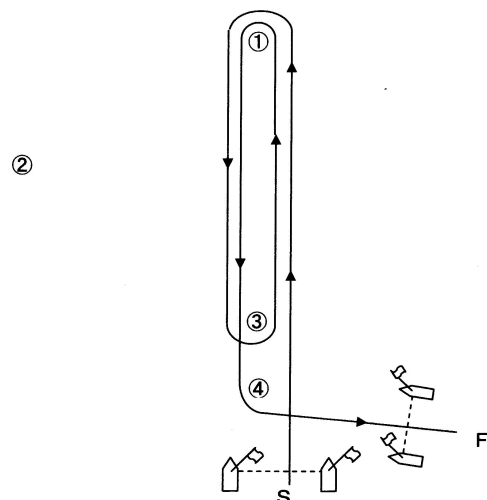
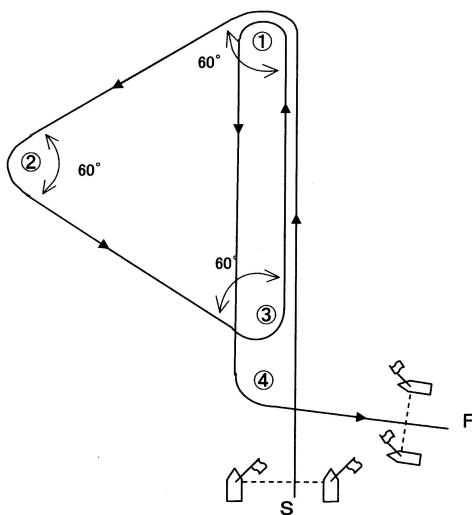
### レース海面(別図)

### 添付図-2

### コース図

コース1 : S-1-2-3-1-4-F

コース2 : S-1-3-1-4-F



### 帆走指示書に関する質問

1. 帆走指示書は千葉市国体実行委員会ホームページに掲載する。
2. 帆走指示書に関する質問は平成22年8月31日(火)までに文書で受け付ける。

3. 質問の送り先は、(財)日本セーリング連盟宛とし、質問についての回答は大会会場のレース委員会公式掲示板に掲示する。

<送付先>

(財)日本セーリング連盟

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内

<ゆめ半島千葉国体千葉市実行委員会ホームページ>

<http://www.city.chiba.jp/somu/shichokoshitsu/kokutai/kokutai-top.html>